彩の国
埼玉県

みんなの人権

人権ってなんだろう？



この冊子には、音声コード「Uni-Voice」が各ページ（奇数ページ左下、偶数ページ右下）に印刷されています。

は　じ　め　に

「人権」と聞いて、あなたはどのようなものだと思いますか。

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人が人らしく生きていくための権利で、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

この権利を守るためには、私たち一人ひとりが人権尊重の意識を高めるとともに、他の人の人権に十分配慮した行動ができるようにしていくことが大切です。

私たちの周りでは、こどもに対する虐待、学校等でのいじめ、配偶者やパートナーに対する暴力、障害のある方への差別、外国人に対する偏見、同和問題（部落差別）、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティにかかわる問題など様々な人権問題が存在しています。

誰もが幸せに生きていける、みんなが笑顔で暮らしていける、あらゆる人に居場所がある社会を実現するためには、思いやりの心を持ち、お互いの違いや多様性を認め合い、人権が尊重されなければなりません。

この冊子では、様々な人権問題について分かりやすく説明するとともに、相談窓口についても紹介しています。

この冊子をお読みいただき、「人権尊重」についての理解を一層深め、行動するきっかけにしていただければ幸いです。

埼玉県県民生活部
人権・男女共同参画課



目　次

1 人権について …… 1

2 分野別人権課題 …… 5

（１）女性の人権 …… 5
（２）こどもの人権 …… 10
（３）高齢者の人権 …… 15
（４）障害のある人の人権 …… 18
（５）同和問題（部落差別） …… 21
（６）外国人の人権 …… 25
（７）HIV 感染者・ハンセン病患者などの人権 …… 28
（８）犯罪被害者やその家族の人権 …… 31
（９）アイヌの人々の人権 …… 34
（10）インターネットによる人権侵害 …… 36
（11）北朝鮮当局による拉致問題 …… 39
（12）災害時における人権への配慮 …… 42
（13）性的マイノリティの人権（性的指向・性自認） …… 43
（14）様々な人権問題 …… 48

3 相談窓口 …… 49

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 …… 61

5 人権・同和問題啓発講師の派遣について …… 63

6 人権啓発・教育DVD等の貸出について …… 64



1 人権について



人権ってなんですか？



「人権」と聞いてどのようなものだと思いますか？

- 「とても大切なもの」
- 「何だか堅苦しいもの」
- 「自分には関係のないもの」　　・・・・でしょうか？

私たちは誰もが自分らしく生きたい、幸せになりたいと願っています。

かつて、人権が保障されない時代においては、権力者により自由が束縛されたり、命や財産が脅かされたりするなど、個人の存在は踏みにじられていました。

そこで、「みんなが平等でお互いが尊重されている中で、人として幸せに生活したい」という願いが生まれてきました。こうして人権思想は芽生え、発展してきたのです。

この「人間として幸せに生きる権利」を人権ということができます。

「人権」とは、決して難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることができるものです。

あなたのまわりで人権問題は起こっていませんか？

具体的には・・・

- みんなから仲間はずれにされていませんか？
- 出身や社会的身分などで差別されていませんか？
- 障害があることを理由に差別や不当な取扱いを受けていませんか？
- 性別などを理由に不当な取扱いを受けていませんか？

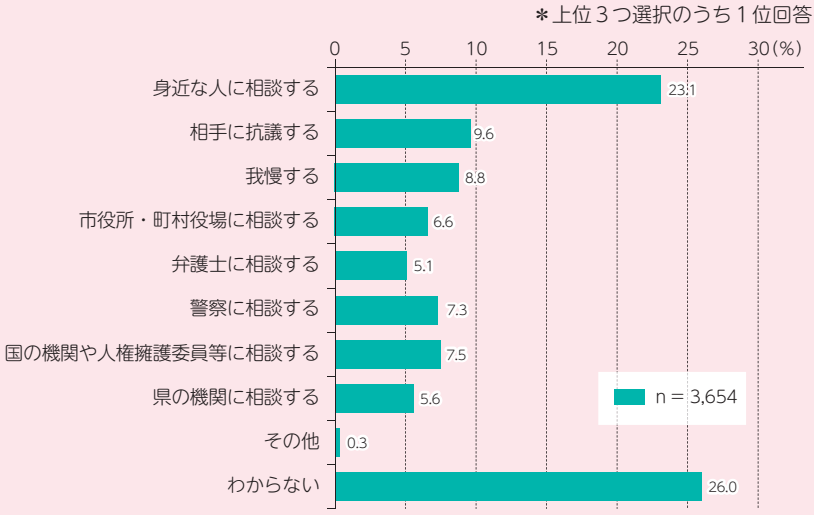
人権問題を解決するには、どうすればいいの？

人権を尊重するということは、周りの人たちのことを自分のことと同じように考え、尊重するということです。

本人の人柄に直接関係のない「生まれ」、あるいは「学歴」などによって人を判断したり、現実に起こっている差別を「わたしには関係ない」、「世間がこうだから」と見過ごしてはいけません。

物事を正しく見つめ、一人ひとりの人間を「尊厳をもったかけがえのない存在」として認める視点に立った行動を、自ら実践していくことが人権問題の解決につながっていきます。

あなたが、御自身の人権を侵害されたと感じた場合、どのような対応をしますか？



出典：埼玉県「インターネット調査」（令和７年度）

埼玉県人権施策推進指針（第２次改定）

埼玉県では、「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権の尊重を基調とした施策を推進しています。人権尊重社会の実現に向けて、国や市町村はもとより、県民、民間団体等の皆様方と連携を図りながら、全力で取り組んでいます。

人権施策の基本理念

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。

この基本理念は、次の３つがともに実現した社会をいいます。

1　一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

2　機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

3　一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

人権尊重社会をめざす県民運動

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、企業や民間団体・市町村を含めた県民総ぐるみの「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

この運動では、次のとおり期間を定め、集中的に啓発活動を実施しています。人権問題への理解と認識への第一歩として、ぜひこの運動に参加してください。

人権尊重社会をめざす県民運動強調月間	人権尊重社会をめざす県民運動強調週間
毎年8月1日～31日	毎年12月4日～10日

〈令和８年度の取組〉



◀人権啓発ポスター
（県人権・男女共同参画課）



人権啓発イベント ▶
「ヒューマンフェスタオンライン 2026」
（県人権・男女共同参画課）





◀スポーツ連携事業
人権啓発動画
（RB 大宮アルディージャ WOMEN、ちふれ AS エルフェン埼玉、三菱重工浦和レッズレディース　協力／県人権・男女共同参画課）

2 分野別人権課題

（1）女性の人権

男女共同参画社会の実現
～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～



人々の意識や行動、習慣などの中には、いまだに、女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担意識などが見受けられ、職場での差別的処遇等多くの課題が残されています。

また、配偶者・パートナー等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春やストーカー行為などの女性に対する暴力は、極めて深刻な問題となっています。さらに、女性の人権を侵害する性・暴力表現などの情報が、インターネット等を含め、メディアにおいて増加しています。

このような状況から、教育、労働、メディアなどのあらゆる分野で、女性の人権を尊重していくことが求められています。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～11月25日

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークです。



家族・パートナー・DV・人間関係など、様々な相談をお受けします

※性別にかかわらず、どなたでも相談できます

埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）

- さまざまな悩み相談　048-600-3800
- DV に関する相談　048-600-3700

【相談日・相談時間】
月～水曜日、金・土曜日：9 時 30 分～ 20 時 30 分
日曜日、祝日：9 時 30 分 ～ 17 時
※木曜日・年末年始を除く

埼玉県女性・DV チャット相談「たまチャ」

【相談日・相談時間】
日・水・金曜日：15 時 ～ 21 時
※年末年始を除く

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）



セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは、相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

例えば、職場の上司・同僚などが、「女のくせに」「まだ結婚しないの」と言ったり、執拗にデートに誘ったり、相手が望んでいないのに身体や髪に触れたり、ヌードカレンダーを誰もが目に付くところに貼るなどの相手に不快感を与える行為などです。

困難な問題を抱える女性



困難な問題を抱える女性とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えている女性、又はそのおそれのある女性をいいます。

女性の抱える困難な問題は多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会を実現していく必要があります。

令和６（2024）年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことから、埼玉県では、様々な困難を抱える女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らせるための取組を進めています。その一環として、令和６（2024）年４月に婦人相談センターを男女共同参画推進センターに統合し、相談支援体制を強化しました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫婦や交際相手などの間柄で行われる暴力のことです。身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力も含まれます。大声でどなる、大切な物を壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、こどもを利用して脅すなどがあり、いずれも被害者の心と体を深く傷つけます。

近年は、交際相手からの暴力（デート DV）も問題となっており、若年層での広がりが指摘されています。

DV は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、同様に性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等も重大な人権侵害であるとともに構造的な社会問題です。

デート DV

交際相手からの暴力を「デート DV」といい、性別にかかわらず、被害者にも加害者にもなる可能性があります。



啓発リーフレット
「知っていますか？デート DV
お互いを尊重した関係をつくるために」
（県人権・男女共同参画課）

交際相手のスマホを勝手に見る、友達との付き合いを制限する、デート代を無理やり出させるなどもデート DV です。

「自分を最優先してほしい」といった一方的な気持ちの押し付けはデート DV が起きる要因になります。相手が自分とは違う意見や感情を持っていることを認め、尊重することが大切です。

７人に１人。男性にもDV被害があります。



埼玉県が令和７（2025）年度に実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」において、約７人に１人の男性が「DV 被害経験がある」と回答しました。

DV 被害は、女性だけではなく、男性にとっても深刻な問題です。

そのような方に向けて、埼玉県では令和８（2026）年７月から「男性 DV 被害者のための電話相談」を開設しました。

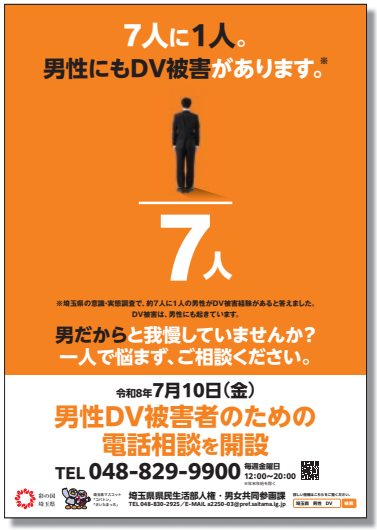
「弱音を吐けない」「自分が我慢すればよい」とひとりで抱え込まず、まずは相談してみませんか。

男性DV被害者のための電話相談

相談員が電話相談で話を聴き、必要に応じて支援制度に関する情報提供や個別支援を案内します。

048-829-9900

【相談日・相談時間】
金曜日：12 時 ～ 20 時
※金曜日が祝日の場合、
12 時 ～ 17 時
※年末年始を除く



啓発ポスター
「男性 DV 被害者のための電話相談」
（県人権・男女共同参画課）

（2）こどもの人権

こどもの福祉と人権を守っていくのは大人の責任です

児童の権利に関する条約の一部を紹介します



少子化の進行や核家族化による養育環境の変化、価値観の多様化、SNS 等の利用機会の増加など、こどもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、こどもを巡る問題も複雑、多様化しています。

こうした中、近年、全国的に児童虐待の通告件数が増加し、また、少年非行等の問題が複雑化、広域化しています。
さらに、心ない大人たちによる児童買春、児童ポルノなど、こどもたちの生命や心身に大きな影響を与える事件が深刻な社会問題となっています。

このような事態は、こどもへの重大な権利侵害であり、緊急に解決しなければならない問題であると認識する必要があります。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、平成元（1989）年に国連で採択された国際条約で、日本は平成６（1994）年に批准しました。

＜子どもの権利条約の４つの原則＞

- **差別の禁止**
 すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- **子どもの最善の利益**
 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- **生命、生存及び発達に対する権利**
 すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- **子どもの意見の尊重**
 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（（公財）日本ユニセフ協会 HP から抜粋）

子どもスマイルネット



こどもに関する様々な悩み（本人・保護者等）について、電話で相談に応じます。

いじめや不登校など、こどもの権利に関する悩みには、「埼玉県子どもの権利擁護委員会」による面接相談もあります（要電話予約）。委員会が学校などと話をして解決まで伴走支援を行います。

また、LINE での相談もあります（親と子どもの悩みごと相談＠埼玉）。

こどもの権利を尊重した社会づくり

こどもを保護の対象と見るだけでなく、基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、こどもの人権を尊重した社会をつく

ることが重要です。そのため、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域と連携し、こどもの人権が尊重され、保護されるような環境づくりを進めていく必要があります。

こどもは、大人とともに社会を構成するパートナーです。私たちは、こどもが未来の社会の担い手として権利を持っていることを認識し、それぞれのこどもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努めていかなければなりません。

児童虐待

本来、こどもをあたたかく守り育てるべき保護者が、こどもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、こどもに対する著しい人権侵害です。

また、令和２（2020）年４月から児童虐待防止法で体罰が禁止されています。保護者が「しつけ」と思っている行為でも、現実にこどもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。保護者の立場よりも、こどもの立場で判断することが大切です。

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、しかも、虐待者が親であるために、こどもは逃げたり、自ら救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われるこどもを発見したときは、児童相談所などに連絡（通告）しなければならないと定めています。

周囲の人のあたたかいまなざしと実行が、こどもを虐待から守ります。

子ども虐待防止
オレンジリボン運動

TM

オレンジリボン運動は、「こども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。

オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色はこどもたちの明るい未来を表しています。

県内児童相談所における虐待相談の対応状況

（件）

項　目	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
平成 28 年度	2,526	2,365	148	6,575	11,614
平成 29 年度	2,690	2,503	119	7,783	13,095
平成 30 年度	3,214	2,717	115	9,288	15,334
令和元年度	3,747	2,727	164	10,835	17,473
令和２年度	3,819	2,339	142	10,602	16,902
令和３年度	3,742	2,352	157	11,355	17,606
令和４年度	3,608	2,781	172	10,652	17,213
令和５年度	3,765	2,568	162	10,977	17,472
令和６年度	3,631	2,114	184	9,852	15,781
令和７年度	3,626	2,036	180	9,513	15,355

出典：県 HP「児童虐待通告・対応状況について」

※令和6（2024）年1月に発出された厚労省及びこども家庭庁からの通知に基づき、令和4（2022）年度以降は調査の結果、虐待が無いことが確認されたケースを件数から除外しています。

“あの子、虐待を受けているかもしれない”と思ったら
すぐに連絡・相談を

児童相談所虐待対応ダイヤル　189（いちはやく）

埼玉県虐待通報ダイヤル　#7171

いじめのない学校・社会づくり



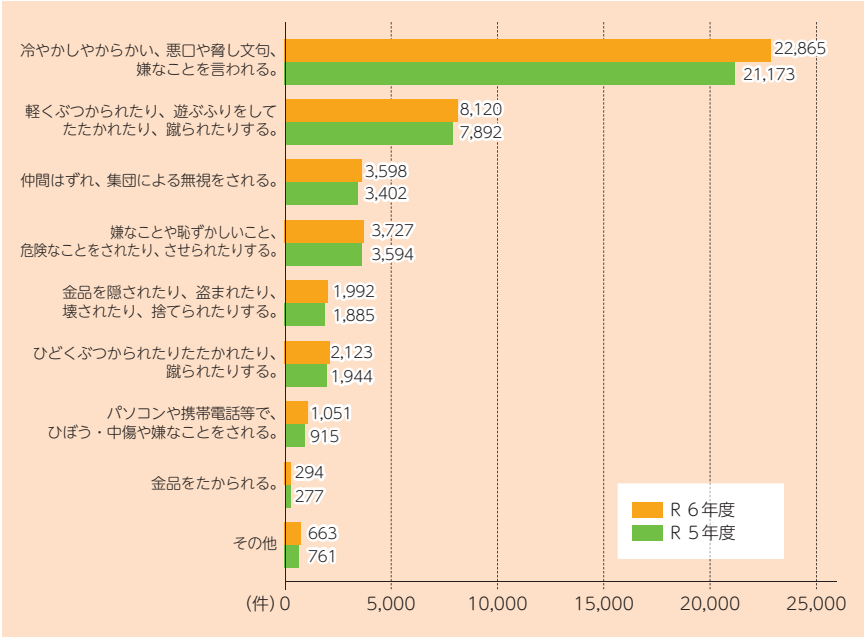
最近のいじめは、その態様が多様であり、SNS 等のインターネット上で起きていることから、周りから見えにくいものもあります。

また、いじめは、ささいな行為から深刻な事態に発展することもあり、人権の観点からも重視すべき課題となっています。

いじめが起こる背景には、こどもを取り巻く学校・家庭・社会環境等が複雑に絡み合っている場合があります。また、その根底には、対人関係能力の未熟さ、他人に対する思いやりやいたわりと

いった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。
　この問題を解決するためには、お互いを尊重し認めあうなどの人権意識を養っていくことが重要です。

■いじめの態様（公立小・中・高・特別支援学校の合計）＊複数回答可



出典：令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（県生徒指導課）

学校における体罰

　教員等による体罰については、学校教育法第 11 条で明確に禁止されていますが、体罰による人権侵害事案は依然として後を絶たない状況にあります。
　体罰は決して許されない行為であり、刑事事件にもなり得ることを一人ひとりが認識する必要があります。

（3）高齢者の人権

高齢者の知識や経験を活用してほしい
また、尊重された生活をおくりたい！



急速に進行する高齢化に伴い、様々な問題が生じています。

高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売や財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限により高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

埼玉県高齢者支援計画

埼玉県高齢者支援計画では、高齢者の知識・経験を生かし、その活躍を支援するとともに、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることで、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、あらゆる人が生き生きと活躍できる日本一暮らしやすい埼玉の実現を目指すため、次の７つの柱を基本目標に施策を展開します。

1　高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり
2　地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進
3　認知症施策の総合的な推進
4　介護保険施設等の整備
5　介護人材の確保・定着・イメージアップ
6　介護現場の革新に係る支援
7　介護保険の持続可能な制度運営

高齢者虐待を防ぎましょう

虐待の防止・早期発見のためには、地域の皆さんが高齢者虐待を身近な問題として意識し、高齢者やその家族を見守っていくことが大きな力となります。あいさつや声かけをして、地域全体で高齢者虐待を防ぎましょう。

“高齢者が虐待を受けているかもしれない”と思ったら
すぐに連絡・相談を

お住まいの市区町村	●役所・役場の高齢者虐待対応担当課 ●地域包括支援センター
埼玉県	●埼玉県虐待通報ダイヤル　☎＃７１７１

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会　権利擁護センター

〒 330-8529　さいたま市浦和区針ケ谷 4-2-65　彩の国すこやかプラザ 1 階

権利擁護相談

認知症高齢者や障害のある方の生活上の様々な相談をお受けし、解決に向け支援します。

例えば

- 日常生活全般について
- 成年後見制度について
- 消費契約上の問題について
- 相続、遺言について
- 財産の管理について

相談時間

生活相談　月曜日～金曜日　9 時 ～ 12 時、13 時 ～ 16 時

法律相談（要予約）

水曜日・金曜日　13 時 ～ 14 時 30 分

成年後見相談　毎月第 4 水曜日　13 時 ～ 14 時 30 分

048-822-1204 または **048-822-1240**

※祝日・年末年始を除く

福祉サービス利用援助事業 “あんしんサポートねっと”

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して地域で生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、援助します。（利用料がかかります。ただし生活保護世帯は無料です。）

内　容

- 福祉サービス利用の説明や利用手続きのお手伝いをします。
- 郵便物を整理して内容をご説明します。
- 税金、公共料金、医療費等の支払や、預貯金の払い戻し、預け入れのお手伝いをします。
- 預貯金通帳などの大切な書類のお預かりをします。

048-822-1299

または、お住まいの市区町村社会福祉協議会

（4）障害のある人の人権

障害があるからといって、差別や特別視しないで！
バリアはなくそう!!

障害者差別解消法について

この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としており、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。

法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」が求められています。



	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体	禁止	法的義務
民間事業者（個人事業者、NPO 等を含みます。）	禁止	法的義務*

＊障害者差別解消法が改正され、令和 6（2024）年 4 月 1 日から事業者の障害者に対する合理的配慮の提供が努力義務から法的義務となりました。

不当な差別的取扱い…正当な理由なく障害があることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすること。

合理的配慮の提供……障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

埼玉県障害者支援計画

「埼玉県障害者支援計画」では、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の構成員として、障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会＝「共生社会」の実現を目指し、様々な施策を推進します。

ノーマライゼーションの理念

障害のある人も、ない人も社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそ当たり前の社会であるという考え方があります。これをノーマライゼーションといい、広く社会に定着させていかなければならない理念です。

バリアフリーについて



ノーマライゼーションの理念が行き渡った社会を実現するには、様々な障壁（バリア）を取り除かなければなりません。バリアには、物理的なものや、制度的なもの、文化・情報に係るものや私たちの意識に関わるものなどがあります。こうした日常生活や社会生活上の様々なバリアを取り除こうという考え方がバリアフリーです。

例えば、車いすを使用している人にとっては、道路の段差や駅・建物のエレベーター・エスカレーターの不備がバリアになっています。

また、補助犬への理解不足や字幕放送の不足などの文化・情報面のバリアや、資格制限や就業に関わる欠格条項などの制度面のバリア、障害のある人に対する差別や偏見といった私たちの意識がバリアとなっていることもあるのです。

このように、社会生活上のバリアは障害のある人にあるのではなく、むしろ周りを取り巻く環境にあることが多いと認識する必要があります。

あなたの心の中には「バリア」はありませんか?そのバリアを取り除くためには、障害のある人とない人がコミュニケーションを図ることが大切です。それは、例えば、街で車いすが動かなくなって困っているときや、歩道に障害物があるときなど、障害のある人へのちょっとした手助けから始まります。

身体障害者補助犬（ほじょ犬）を知っていますか？



「ほじょ犬」とは、目や耳、手足の不自由な人をサポートする盲導犬や聴導犬、介助犬のことをいいます。法律に基づき認定され、特別な訓練を受けています。ハーネスや胴衣などに「ほじょ犬」を示す表示を付け、公共の施設、電車やバスなどの公共交通機関の他、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどにも同伴できます。

補助犬を連れている方を見かけた場合は、皆様の御理解と御協力をお願いします。

障害者虐待を防ぎましょう

虐待の防止・早期発見のためには、地域の皆さんが障害者への虐待を身近な問題として意識して、障害者やその家族を見守っていくことが大切です。日頃の声かけやあいさつなどにより地域全体で障害者虐待を防ぎましょう。

“障害者が虐待を受けているかもしれない”と思ったらすぐに連絡・相談を

お住まいの市区町村	●役所・役場の障害者福祉担当課 ●障害者虐待防止センター
埼玉県	●埼玉県虐待通報ダイヤル ☎#7171 （使用者虐待については権利擁護センター）

（５）同和問題（部落差別）

生まれたところでなぜ差別するの？
同和問題を正しく理解することが問題解決へつながります

同和問題の解決のために



啓発冊子
「同和問題の解決をめざして」
（県人権・男女共同参画課）

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区（被差別部落）と呼ばれる地域の出身であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなど、我が国固有の人権問題です。

この問題を解決するため、国や県、市町村では、昭和 44（1969）年７月の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、平成 14（2002）年３月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの 33 年間、様々な特別対策事業を行ってきました。

この結果、同和地区における生活環境等については改善が図られ、格差の解消はほぼ達成されました。しかしながら、差別意識や偏見については、これまでの取組により着実に解消に向けて進んで

きてはいるものの、時として差別的な発言や落書き、あるいはインターネットでの書込みがなされるなど、いまだ課題として残っています。

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28（2016）年 12 月に公布・施行されました。

また、埼玉県では令和４（2022）年７月に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が公布・施行されました。この条例では、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにしました。また、インターネットでの情報提供などによる部落差別の禁止規定を設けました。

私たちは、何よりも、人として、差別があることを許すことはできません。まして、自分自身が差別されることには強い憤りを感じるはずです。また、差別を黙って見過ごすことは、守らなければならない基本的人権が侵害されているという現実を認めてしまうことになります。

私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切です。



埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

●趣旨

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。

●部落差別の禁止を規定（第３条）

・図書、地図その他資料の公表又は流布
・インターネットの利用による情報の提供
・結婚又は就職に際しての身元の調査
・土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為

により部落差別を行ってはいけません。

●県、県民、事業者の責務を規定（第４条～第６条）

部落差別のない社会を実現するために、県、県民、事業者の責務を定めました。



啓発ポスター
（県人権・男女共同参画課）

えせ同和行為の排除

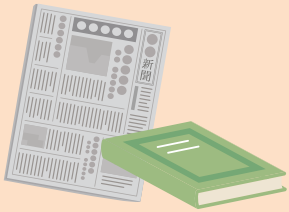
えせ同和行為とは、同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求を指します。

この行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける原因にもなり、これまで多くの人々が積み重ねてきた啓発の効果を一挙に覆すもので、断固排除しなくてはなりません。

えせ同和行為に応じることは、同和問題の解決を妨げることになる、との認識をもって対応することが必要です。

えせ同和行為　不当な要求の種類

- 機関紙・図書等物品購入の強要
- 寄付金・賛助金の強要
- 講演会・研修会への参加強要
- 下請けへの参加強要
- 機関紙等への広告掲載の強要



えせ同和行為への対応

- **同和問題に関する正しい理解と認識を深める**
- **組織全体で対処する**
- **毅然とした態度で対応する**
- **対応の際の注意点**

 1　対応は必ず複数で行うこと（場合によっては、弁護士や警察に相談のうえ、待機してもらう）

 2　事実確認は的確に行い、即答は避けること（氏名等の確認・要求内容の詳細な記録等を行う）

 3　面接は密室を避け、自社の会議室など管理が及ぶ範囲内とし、時間を指定・制限すること

- **相手方に連絡しない。また、文書などに署名・押印等をしない**

（相談窓口については、54 ページ参照）

（6）外国人の人権

「外国人というだけで…」
態度を変えたり、差別をしないで!!

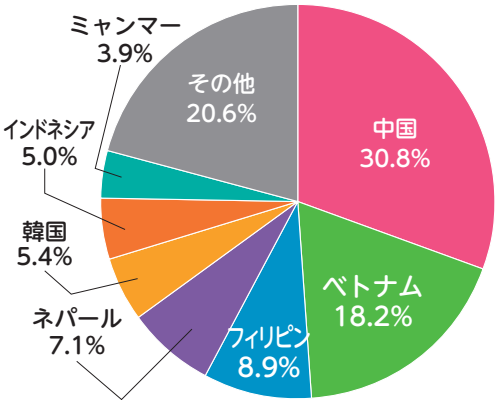
人、物、情報の流れが国境を越えて拡大し、社会、経済、文化のあらゆる面で国際社会の相互依存関係が深まっています。

埼玉県内の在留外国人数は、令和７（2025）年 12 月末日現在で、約 29 万人（法務省調べ）と、５年前の在留外国人数と比べ、約 1.5 倍に増加し、県人口の約 4.0％を占めるまでになり、その国籍は 166 の国及び地域にもなります。

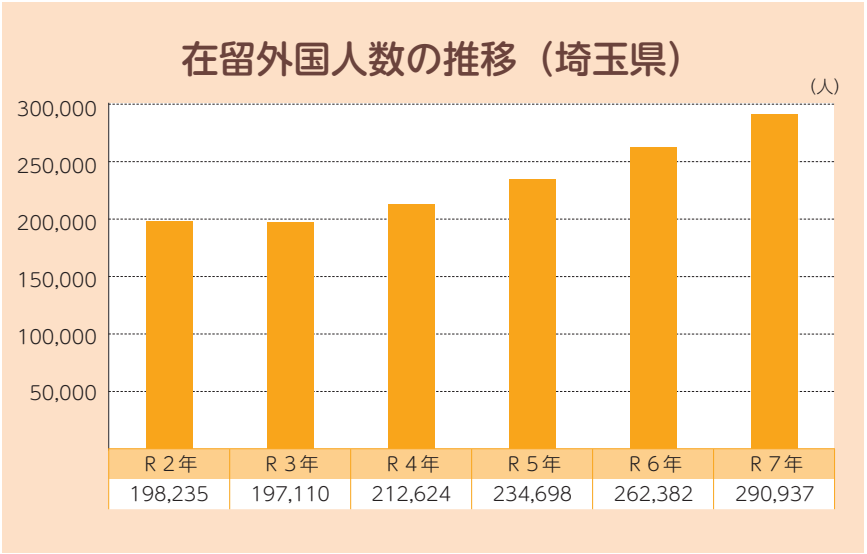
埼玉県内の国籍別在留外国人数（令和７年 12 月末日現在）

順位	国籍名	人数（人）
1	中国	89,742
2	ベトナム	52,974
3	フィリピン	26,015
4	ネパール	20,657
5	韓国	15,753
6	インドネシア	14,497
7	ミャンマー	11,398
	その他	59,901
	合　計	290,937

（法務省調べ）
※国籍名は法務省の統計表示による



注）％で示した比率については、各国籍の人数を全体の人数で割って求め、小数点第２位を四捨五入して算出したものです。



※各年 12 月末日現在（法務省調べ）

人権に国境はありません

外国人の方々は、地域で暮らしていく中で、人種や言語、宗教、習慣等の違いからくる偏見や誤解などにより、人権に関わる様々な問題にぶつかることがあります。

例えば、外国人というだけで、アパートへの入居を断られたり、就職するときや職場で不利な扱いを受けるということがあります。



もし、自分が外国人の立場だったら、どう思いますか？　外国人というだけで差別されたら、怒りや悲しみを覚えませんか？

一方、日本語が不自由な人が多いという外国人固有の問題もあります。

例えば、日本語がわからないために、こどもが学校の授業についていけなかったり、親が学校からの通知を理解できない、あるいは行政から必要な情報を入手できない、ということがあります。

ヘイトスピーチのない社会をめざして

特定の民族や国籍の人々を排除する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」の解消に向けた取組を推進するため、平成 28（2016）年６月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

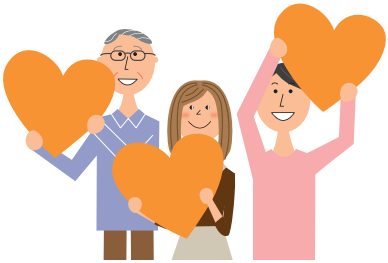
外国人も日本人も一人の人間として、そして同じ地域で暮らす一員として、お互いを理解し合い、認め合い、助け合うことが重要です。



啓発ポスター
「ヘイトスピーチ、許さない。」
（法務省）

（7）HIV感染者・ハンセン病患者などの人権

どんな病気なのか、正しく理解してほしい！



ＨＩＶ感染症・エイズ、ハンセン病などでは、その病気や感染経路についての偏見や無理解から、患者や感染者が差別されることがあります。

そのことが、患者、感染者やその家族が安心して生活を送る妨げとなっているのです。

一人ひとりが思いやりの気持ちを持って対応することが大切です。見えない敵であるウイルス等への不安やおそれを感じたときこそ、公的な機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動しましょう。

ＨＩＶ／エイズについて正しく理解していますか

エイズは、ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスに感染し免疫が低下することによって起こる病気です。

若者から中高年まで幅広い年齢層の方がＨＩＶに感染しています。

ＨＩＶを含む血液、精液、腟分泌液といった体液が、粘膜や傷口から体内に入ることによって感染する可能性が出てきます。このため、感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染に限られます。

また、感染力が弱いため、学校・職場・家庭などの日常生活では感染しません。治療により体調

を維持しながら、仕事や学業を継続することも可能です。

このようなＨＩＶ感染者・エイズ患者が、誤解・偏見や差別から、社会で能力を発揮する機会を奪われてよいのでしょうか。ＨＩＶ感染者・エイズ患者が直面する問題は、現実の偏見や差別だけではありません。感染を知られることによって、偏見や差別を受けるのではないかという不安とも闘っているのです。

レッドリボンを知っていますか？
～エイズに対する理解と支援の象徴～



レッドリボンは、もともとヨーロッパに古くから伝承される風習で、病気や事故により人生を全うできなかった人への追悼の気持ちを表すものでした。

エイズに倒れて亡くなるアーティスト仲間に対する追悼の気持ちとエイズに苦しむ人々への理解と支援の意思を示すために、赤いリボンをシンボルにした運動が、1980 年代の終わり頃、ニューヨークのアーティストの間で始まりました。

この運動は、その考えに共感した人々によって国境を越えた運動として発展し、UNAIDS（国連合同エイズ計画）のシンボルマークにも採用されています。

レッドリボンは、あなたがエイズに関して偏見を持っていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージです。

世界エイズデー　12 月 1 日

ハンセン病について正しく理解していますか



「らい予防法」闘争時の参議院でのすわり込み
（国立ハンセン病資料館提供）

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで、主に末梢神経や皮膚が侵される感染症です。感染力は非常に弱く、乳幼児期にたくさんの量のらい菌を頻繁に口や鼻から吸い込む以外、日常生活で感染することはほとんどありません。また、たとえ感染しても、多くの場合は体の免疫力で菌が排除されるため、ほとんどの人は発病しません。遺伝することもなく、早期発見と適切な治療により確実に治すことができます。最近では、国内の新規患者は、年に数人程度になっています。

しかし、明治 40（1907）年から平成 8（1996）年の間に実施された隔離政策などにより、「怖い病気」と誤解され、患者はもとよりその家族も、結婚や就職を拒まれるなどの差別や偏見を受けてきました。

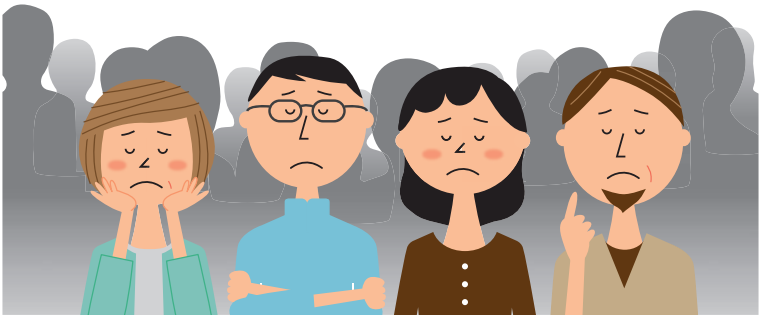
療養所で生活している人の中には患者はほとんどいません。既に病気は治癒しています。しかし、ご高齢であることや、いまだに社会における差別や偏見が残っていることなどから、療養所の外で生活することに不安を感じる人もいます。

ハンセン病を正しく理解する週間

6 月 25 日を含めた週の日曜日から土曜日まで

（８）犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族の方々に必要なのは、皆様の理解と支援です



被害者の抱える様々な問題

犯罪の被害者（家族・遺族を含む。以下同じ。）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、

- **◆事件・事故にあったことによる精神的ショックや身体の不調**
- **◆医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮**
- **◆捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担**
- **◆周囲の人々の心ない言動・態度やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感**

など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。

このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

被害者が再び平穏な生活を送れるようになるためには、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。

私たちは、誰もが犯罪の被害者になる可能性があります。被害者の立場に立って、考えてみましょう。

被害者の心理等

心理的反応
- 恐怖感
- 自責感
- 不安感
- 無気力感・絶望感
- 孤独感・疎外感
- 怒り・復讐心

身体的反応
- 緊張・動悸
- 下痢・吐き気
- 不眠・悪夢
- 食欲不振

感覚的反応
- 感覚・感情がマヒする
- 現実感がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下

被害者が抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。事件から数年が経過した後でも、事件のときの場面がいきなり頭に浮かんできたり、事件のことを思い出させるものには近づけないなど、長期にわたって精神的に苦しめられています。

周りの人たちは、被害者の心理等をよく理解して接することが求められます。

被害の原因を被害者に向けたり、不適切に励ましたりすると、被害者は体験した恐怖や精神的苦痛を理解してもらえないという思いを強くし、孤立感を深めます。

不適切な励ましの例として、「頑張って」「早く忘れなさい」といったものから、こどもを亡くした遺族に対する「他のこどものためにもしっかりしなさい」「他にもこどもがいるじゃない」、他の被害と比べて「あなたはまだいい方」「命が助かっただけ良かった」といったものがあります。

被害者の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支援がとても大切です。

もしも被害にあったら・・・

事件・事故の被害にあったときは・・・

自分の体が危険にさらされたり、身近な人を突然失うと、しばらくの間それまでの自分を取り戻せなかったり、落ち着かない状態が続くことがあります。

でも・・・

突然大きなショックを受けた後は、心や体の調子を崩すことは自然なことです。決して精神的に弱かったり、おかしくなったということではありません。

このようなときは・・・

一人で抱え込まずに、あなたの気持ちを話してみませんか?

被害を受けたあなたへ



困っていること、不安なこと、手助けが必要なことなど、気軽に相談できる窓口があります。相談は無料、秘密は厳守します。(相談窓口については、55〜56 ページ参照)

話してみませんか?

事件や事故にあわれた方や御家族の方からの相談をお待ちしています。



（9）アイヌの人々の人権

素晴らしい伝統があります
民族の歴史や文化を尊重しましょう！



アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族です。

明治になり、政府は、「蝦夷が島」と呼んでいたこの地を「北海道」と命名し、全土を国有地として拓殖政策を始めました。その結果、本州などから多くの移住者が来ました。このため、少数者となったアイヌの人々は、伝統的な生活や生産の手段を失い、貧困にあえぎ、近年に至るまで、いわれのない多くの差別などを受けてきました。

また、政府は、アイヌ民族独自の言葉、文化、生活習慣などを禁止し、日本語の使用を強制するなどの同化政策を採ったため、その独自文化が失われていきました。

現在、アイヌ文化を復興する取組とともに偏見や差別の解消を進めることが求められています。

アイヌ文化の振興及び普及啓発

平成７（1995）年に「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、平成９（1997）年に、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイ

ヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

令和元（2019）年５月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌ文化の振興等にとどまらず、共生社会の実現に向けた多義にわたる施策を総合的に推進することとしています。

このような経緯を踏まえ、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることが重要です。民族や文化による差別が許されないのは言うまでもありません。自らと異なる人々の歴史や文化を正しく理解し、尊重することは人権の基本です。

アイヌ文化をもっと知りたいときは

公益財団法人　アイヌ民族文化財団

アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を行っています。

〒060-0001　北海道札幌市中央区北１条西７丁目　ブレスト１・７

011-271-4171　FAX **011-271-4181**

【ホームページ】https://www.ff-ainu.or.jp/

アイヌ文化交流センター

アイヌ関係の図書・資料やビデオ等を自由に閲覧することができます。

〒111-0041　東京都台東区元浅草３丁目７番１号
住友不動産上野御徒町ビル３階

03-5830-7547　FAX **03-5830-7548**

民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）

アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することのできる施設です。

〒059-0902　北海道白老郡白老町若草町２丁目３

【ホームページ】https://ainu-upopoy.jp/

（10）インターネットによる人権侵害

相手のことを考えよう
インターネットの利用にはモラルやルールが大事です



パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、情報の収集や発信、ネットを通じた人と人とのコミュニケーションはとても身近になり、こどもから大人まで私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

その一方で、使い方についての知識やモラルが身についていないと、何気ない書き込みにより、人を傷つけたり、思いもよらぬトラブルや犯罪に巻き込まれてしまう危険性があります。いったんSNSや掲示板などに書き込まれた情報はすぐに広まってしまい、完全に消すことはできません。

近年ではインターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっています。SNS上で悪口を投稿すると、名誉毀損罪や侮辱罪などに問われたり、高額の慰謝料を請求されたりすることがあります。

また、こどもや青少年のSNS利用による、性被害や違法薬物などの犯罪被害が多発しています。保護者の皆様においては、インターネットの危険性について正しく理解し、こどもの成長に合わせた「家庭でのルール作り」や「フィルタリングの設定」などの被害を防ぐ対策や見守りを行っていただくことが大切です。

加害者にも被害者にもならないためには、インターネット利用者一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるとともに、モラルやルールを守り利用することが必要です。

ネット・リテラシーを身につけよう

誰でも自由に投稿や情報を発信することができるインターネットでは、真実と異なる情報や違法性のある情報が掲載されていることがあります。膨大な情報の中から、信頼できる必要な情報を見つけ出す能力と自らが発信する情報に責任を持つ姿勢が必要です。

インターネット上での人権侵害を防ぐために…



- 他人を誹謗・中傷する内容を書き込まない
- 差別的な発言を書き込まない
- 安易に不確かな情報を書き込まない
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

政府広報「インターネット上の人権侵害に注意！」より

インターネット上の違法・有害情報に対応するために

インターネット上で、権利侵害を受けた方はプロバイダ等に対して、発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除を依頼することができる「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が令和７（2025）年４月から施行されました。

インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数　（件）

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
人権侵犯事件数	1,736	1,721	1,824	1,707	1,569

出典：令和８年版「人権教育・啓発白書」（編集発行：法務省・文部科学省）

もしも被害にあったら…



SNS や掲示板上で、プライバシーの侵害や差別発言を受けるなどの人権侵害を受けた場合は、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に記事を削除するよう要請できます。困ったときは一人で悩まず、相談窓口等に相談してみましょう。（相談窓口については 57 ページ参照）

セーファーインターネット協会「誹謗中傷ホットライン」

ネット上の誹謗中傷に対して、掲載されているサイトに利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行います。（相談窓口ではありませんので、法律相談は承ることができません）。

URL https://www.saferinternet.or.jp/bullying/

（11）北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮による拉致問題解決のためには、県民一人ひとりの声が大きな力となります



北朝鮮当局による拉致問題とは

1970 年代から 1980 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形でその消息を絶ちましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。政府は、これまでに 17 名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、さらにこの他にも拉致の可能性を排除できないケースがあります。

埼玉県においても、政府が認定した拉致被害者１名を含め、少なくても 21 名の安否がいまだに確認されていません。

平成 14（2002）年９月に北朝鮮は日本人拉致を初めて認め、同年 10 月に５名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。

残された被害者たちは、今なお自由を奪われ、北朝鮮に囚われたままの状態で、現在も救出を待っています。

拉致問題の解決に向けて

平成 18（2006）年６月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務と定められました。また、毎年 12 月 10 日から同月 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

埼玉県では、令和６（2024）年 12 月に「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」を施行し、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施します。

拉致問題の解決には、被害者や御家族の早期帰国を願う思いを忘れることなく、解決を望む国民の強い意志を北朝鮮に伝えていくことが大切です。

埼玉県では、「拉致問題を考える埼玉県民の集い」の開催や県内各地におけるパネル展示など、様々な啓発活動に取り組んでいきます。



拉致問題への一層の御理解と、拉致被害者や失踪者の御家族への暖かい御支援をお願いします。

ブルーリボンを知っていますか？

ブルーリボンは、拉致被害者の救出を求める運動の中で発案されたものです。ブルーの色は、日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」そして、被害者と御家族を結ぶ「青い空」をイメージしています。

「北朝鮮による拉致被害者の生存を信じ、絶対に救出する」との意思表示です。

（12）災害時における人権への配慮

災害時や緊急事態の時こそ、いつも以上に人権に配慮しながら支援や復興に当たることが大切です!



平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、日本各地で地震や豪雨が多発しています。被害が大きくなると、多くの人が避難生活を余儀なくされてしまいます。

被災した人たちがようやく安らぎを得たはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者・障害のある人・こども・外国人などのいわゆる「要配慮者」や女性などへの避難生活における配慮が求められています。

自然災害はいつ起きるか分かりません。日頃から人権に配慮した支援体制や、困った人がいたら助け合う共助を高める地域コミュニティづくりが大切です。

また、災害時には時として、根拠のないデマ情報が広がってしまうおそれがあります。不確かな情報に基づいて、他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行為は、重大な人権侵害につながるだけでなく、避難や復興の妨げになりかねません。

災害時こそ、正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心を持って行動することが大切です。

（13）性的マイノリティの人権（性的指向・性自認）

性の在り方は多様です　お互いの多様性が尊重され
偏見や差別をなくすことが必要です

性的指向・性自認とは（SOGI について）



「性的指向」（Sexual Orientation）は、恋愛や性的な関心がどの性別に向くか、向かないか、ということを示す概念です。「好きになる性」と言うこともあり、異性愛、同性愛、両性愛など、さまざまな形があります。

「性自認」（Gender Identity）は、自分の性別をどのように認識しているか、ということを示す概念です。男性 / 女性という認識だけでなく、中間、どちらでもないなど、その在り方は多様です。

この「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI（ソジ）」という言葉が用いられることもあります。「SOGI（ソジ）」は誰もが関係する、大切な性の在り方です。

性的マイノリティ（LGBT 等）とは

性の在り方が多数派（生まれた時に割り当てられた性別に違和感がない異性愛者）と異なる人たちを性的マイノリティといいます。

「ＬＧＢＴ」とは、レズビアン（Ｌ：女性同性愛者）、ゲイ（Ｇ：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Ｂ：両性愛者）、トランスジェンダー（Ｔ：生まれた時に割り当てられた性別と性自認が異な

る人）の４つの頭文字からとった言葉で、性的マイノリティの人を表す総称の一つとしても使われています。

性的マイノリティの実態と置かれた状況

埼玉県が令和２（2020）年度に無作為抽出した 18 歳から 64 歳までの県民 15,000 人を対象に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、性的マイノリティの割合は 3.3％で、約 30 人に 1 人でした。

また、この調査により性的マイノリティが直面する困難な状況が分かりました（調査結果の詳細は次頁）。

カミングアウトとアウティング

カミングアウトとは、性的マイノリティが、自らの意思で自身が性的マイノリティであると他人に公表することをいいます。差別や偏見等を恐れてカミングアウトができない方も多くいます。

アウティングとは、性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいいます。令和２（2020）年６月に施行された「改正労働施策総合推進法」の指針において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動（SOGI ハラスメント）やアウティングが、令和７（2025）年６月の改正ではカミングアウトを禁止する又は強要・強制する行為がパワーハラスメントに該当する場合があると示されました。

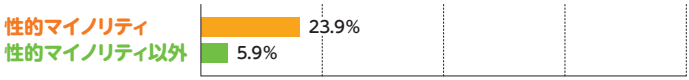
もし、当事者からカミングアウトをされてもアウティングをしてはいけません。アウティングは、自分の性の在り方を他人に知られたくない当事者にとって、重大な人権侵害となります。情報共有の必要がある場合には、必ず本人にどの範囲まで伝えてよいかしっかり確認しましょう。

性的マイノリティの置かれた状態
（性的マイノリティと性的マイノリティ以外の人との比較）

※調査結果から抜粋※回答は上位３項目

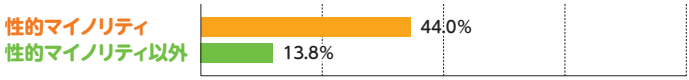
Q 最近１か月間のこころの状態は？

自分は価値のない人間だと感じた（「いつも」または「たいてい」）

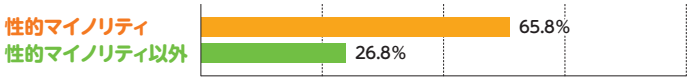


Q 精神的につらい経験は？

家にひきこもった、またはそれに近い状態になった

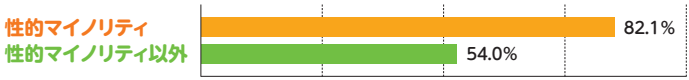


死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた

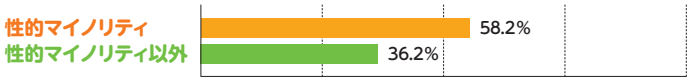


Q ハラスメント被害の経験は？

不快な冗談、からかいを受けたことがある



暴力（言葉の暴力やいじめを含む）を受けたことがある



出典：埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査（令和２年度）

アライ（ＡＬＬＹ）について

アライ（ＡＬＬＹ）とは、性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のことを指します。アライになるための条件はありません。「６色のレインボー」のアイテムを

身に着けたりすることで、アライであることを表明することができます。差別や偏見の解消が図られ、性的マイノリティの方々が、安心して生活できる社会を実現するためには、アライの存在がとても重要です。

アライ　コバトン&さいたまっち マグネットステッカー



埼玉県では、アライである企業や県民の皆様が性的マイノリティ支援の意思を表明する際に活用していただくため、６色のレインボーデザインのステッカーを作成・配布しています。

◆性の多様性に関する県の取組についてはこちら

※６色のレインボーカラーについて
６色のレインボーカラーは、性の多様性を表しています。
国際的に性的マイノリティのシンボルカラーとして広く認知されています。

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

埼玉県では、令和4（2022）年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を公布・施行しました。

条例には、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、アウティングの禁止、カミングアウトを強制し、又は禁止してはならないことなどが明記されています。

埼玉県は、性の多様性を尊重した社会づくりに向けた取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指していきます。

第３条（基本理念）

1　性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

2　性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和５（2023）年６月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。

本法は、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにすること等により、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

基本理念には、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであることが明記されています。

第３条（基本理念）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

にじいろ県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）

LINE、電話で性の在り方について悩んでいる方や、そのご家族などからの相談をお受けします。

●**相談時間**　土曜日　18 時 ～ 22 時
（受付は 21 時 30 分まで・年末年始を除く）

●**電話相談**　**0570-022-282**

● **LINE 相談**　右の二次元コードを読み込んでください。

（14）様々な人権問題

これまで見てきた問題の他にも、
人権問題は数多くあります



これまで見てきた人権問題の他にも、刑を終えて出所した人、ホームレスの方に対する偏見や差別、ハラスメント、ケアラー・ヤングケアラー、依存症、ひきこもりに関する人権問題なども発生しています。

人権は、社会の変化に伴い多様な広がりを持つことから、新たな動きにも常に目を向けていく必要があります。

3 相談窓口



次の相談機関があります。お気軽にご利用ください。

●相談の曜日・時間等は、変更される場合がありますので、ご了承ください。（令和８年 10 月現在）

■人権相談

機関名	電話･FAX･メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
〈みんなの人権 110 番〉 ※最寄りの法務局・地方法務局へつながります。	0570-003-110 ※一部の IP 電話からは御利用できない場合があります。	女性、こども、高齢者、障害のある人、同和問題等人権関係全般	月～金　8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く

■女　性

機関名	電話･FAX･メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
埼玉県配偶者暴力相談支援センター （埼玉県男女共同参画推進センター　With You さいたま）	048-600-3700	DV に関する相談 ※性別不問	月～水・金・土 9時30分～20時30分 日・祝日　9時30分～17時 木曜日・年末年始を除く
埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま	048-600-3800	人間関係、家族・夫婦関係、生き方などさまざまな悩み相談 ※性別不問	月～水・金・土 9時30分～20時30分 日・祝日　9時30分～17時 木曜日・年末年始を除く
〈埼玉県女性・DV チャット相談「たまチャ」〉 埼玉県 人権・男女共同参画課	右の二次元コードを読み込んでください。	DV被害、女性が抱えるさまざまな悩みに関するウェブチャット相談	日・水・金　15時～21時 年末年始を除く
男女共同参画に関する苦情処理	【申出方法】 電子申請・届出サービス、郵送又は FAX 【問い合わせ先】 048-830-2921	・男女共同参画に関する県の施策についての苦情 ・配偶者・パートナーからの暴力、性別による差別的取扱いなどにより人権が侵害され、申し出を希望される場合	【送付先】 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 人権・男女共同参画課内 埼玉県男女共同参画苦情処理委員あて 受付FAX：048-830-4755

■女　性

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
性暴力等犯罪被害 専用相談電話 アイリスホットライン	＃8891 または 0120-31-8341 https://www.svsc8080.jp/iris/	・性暴力・性犯罪に遭われた方からの各種相談 ・医療機関の受診（産婦人科・精神科等） ・弁護士による法律相談 ・付添い支援（病院・警察等）	【電話相談】 24時間365日 【面接相談】（予約制） 月～金　8時30分～17時 祝日・年末年始を除く 【Web（メール）相談】 オンライン相談・面接（Zoom）（予約制） ※性別不問
埼玉労働局 雇用環境・均等部　指導課 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6269	職場におけるセクシュアルハラスメントの相談	月～金　8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く

■こども

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
子どもスマイルネット	048-822-7007	いじめや虐待、子育てなど、こどもに関するあらゆる相談 こどもの権利に関する悩みには埼玉県子どもの権利擁護委員会による面接相談もあります（要電話予約）	毎日 10時30分～18時 祝日・年末年始を除く
親と子どもの 悩みごと相談@埼玉	LINE 右の二次元コードを読み込んでください。	子育ての不安や親子関係など保護者の方の悩み、家族からの虐待に関する子どもの皆さんの悩みなどを LINE で相談	月～金　9時～22時 土・日・祝日　9時～17時 年末年始を除く
埼玉県中央児童相談所 上尾市上尾村 1242-1	048-775-4152 FAX 048-770-1055	虐待、発達の遅れ、不登校、非行などこどもについての相談	月～金 8時30分～18時15分 祝日・年末年始を除く
埼玉県南児童相談所 川口市芝下 1-1-56	048-262-4152 FAX 048-262-4158		
埼玉県朝霞児童相談所 朝霞市青葉台 1-10-63	048-465-4152 FAX 048-458-3668		
埼玉県川越児童相談所 川越市宮元町 33-1	049-223-4152 FAX 049-224-5056		
埼玉県所沢児童相談所 所沢市並木 1-9-2	04-2992-4152 FAX 04-2994-1420		
埼玉県熊谷児童相談所 熊谷市箱田 5-13-1	048-521-4152 FAX 048-520-1036		
埼玉県越谷児童相談所 越谷市恩間 402-1	048-975-4152 FAX 048-977-3200		
埼玉県草加児童相談所 草加市西町 425-2	048-920-4152 FAX 048-922-3600		

こども

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
さいたま市北部児童相談所 （西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区）	048-711-3917 FAX 048-711-8904	**虐待、発達の遅れ、不登校、非行などこどもについての相談**	**月～金　8時30分～18時** 祝日・年末年始を除く
さいたま市南部児童相談所 （中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）	048-711-2489 FAX 048-711-8904		
さいたま市浦和区上木崎 4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター「あいぱれっと」４階			
児童相談所 **虐待対応ダイヤル** ※最寄りの児童相談所につながります。	189 ※一部の IP 電話からは御利用できない場合があります。	**児童虐待通報**	**24時間365日**
埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171 ひかり電話、IP 電話、ダイヤル回線の場合 0120-80-7171 つながらない場合 048-762-7533 （有料）	**児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報・相談**	**24時間365日**
彩の国 **よりそうみんなの** **電話・メール教育相談**	●こども用電話相談 #7300 または 0120-86-3192 ●保護者用電話相談 048-556-0874 ● E メール soudan@spec.ed.jp	**【県内の小・中・高校生・青少年（原則 18 歳まで）に関する相談】** **いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する相談**	**毎日24時間受付** ※Eメール相談の受信確認及び返信は、平日の9時～17時の時間帯に行っております。 ※学校や教職員に対する苦情等について、直接、指導や調査等をすることはできません。
埼玉県警察 **少年サポートセンター**	●保護者等用 048-865-4152 ●少年用（ヤングテレホンコーナー） 048-861-1152	**少年自身や保護者等からの、非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談（カウンセリング）**	**月～金** **8時30分～16時15分** 祝日・年末年始を除く （面接相談は要予約）
さいたま法務 **少年支援センター** ●**非行防止相談室　ひいらぎ** （さいたま少年鑑別所に併設） ●**サテライト** （さいたま新都心合同庁舎２号館１階）	048-862-2051 **または** 0570-085-085 （全国共通相談ダイヤル）	**非行、家庭内暴力、夜遊び等問題行動についての相談（成人された方の相談も可）** **お子さんの非行でお困りの親御さん向けグループミーティング**	**【電話・面接】（原則予約制）** **月～金　9時～11時45分** **13時～16時30分** **【グループミーティング】** **不定期開催（於 サテライト）** 詳細はお電話にてお問合せください。

こども

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
〈こどもの人権 110 番〉 さいたま地方法務局 人権擁護課	（全国共通相談ダイヤル） 0120-007-110 ※一部の IP 電話からは接続できません （通話料は無料）	こどもに関する 人権関係全般	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
子ども弁護士ホットライン	048-837-8668	子どものための無料電話相談 どんな悩みでも、まずはお電話ください。名前や住所、学校名などは言わなくて大丈夫です。	火・木　15時～18時 祝日・年末年始を除く
埼玉弁護士会 法律相談センター（浦和）	048-710-5666	非行やいじめ、虐待等の子どもに関する無料の専門相談 ※２回まで無料	金　13時～16時10分 祝日を除く

高齢者

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター さいたま市浦和区針ケ谷 4-2-65 （彩の国すこやかプラザ１階）	048-822-1204 または 048-822-1240 FAX 048-822-1406	認知症の高齢者等の権利擁護に関する相談 ※詳しくは P17 を参照してください。	【生活相談】 月～金　9時～12時、13時～16時 【法律相談】（要予約）※ 水・金　13時～14時30分 祝日・年末年始を除く ※第4水曜日は、成年後見相談になります。
埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171 ひかり電話、IP 電話、ダイヤル回線の場合 0120-80-7171 つながらない場合 048-762-7533 （有料）	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報・相談	24時間365日
埼玉弁護士会	048-865-5770	高齢者、高齢者を支援する立場にいる方（ただし、支援する上での法律相談に限ります。）を対象とした電話相談 ※２回まで無料	【予約受付】 月～金 10時～12時、13時～16時 【相談時間】 15分程度 ※埼玉弁護士会の専用回線に電話をかけていただいた後、相談担当の弁護士が折り返しお電話します。

■障害のある人

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
障害者 110 番 **社会福祉法人** **埼玉県社会福祉協議会** **権利擁護センター** さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 （彩の国すこやかプラザ 1 階）	048-822-1204 または 048-822-1240 FAX 048-822-1406	身体障害者、知的障害者、精神障害者の権利擁護に関する相談	【生活相談】 月～金　9時～12時、 13時～16時 【法律相談】（要予約） 水・金　13時～14時30分 祝日・年末年始を除く 【成年後見相談】 第4水曜日　13時～14時30分 祝日・年末年始を除く
障害者差別解消相談窓口 **社会福祉法人** **埼玉県社会福祉協議会** **権利擁護センター** さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 （彩の国すこやかプラザ 1 階）	048-822-1297 FAX 048-822-1406 ● E メール skenri@fukushi-saitama.or.jp	障害を理由とする差別に関する相談	月～金　9時～12時、 13時～17時 祝日・年末年始を除く
障害者虐待に関する窓口 **社会福祉法人** **埼玉県社会福祉協議会** **障害者権利擁護センター** さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 （彩の国すこやかプラザ 1 階）	048-822-1297 FAX 048-822-1406 ● E メール skenri@fukushi-saitama.or.jp	使用者による障害者虐待に関する通報、障害者虐待に関する相談	月～金　8時30分～12時、 13時～17時15分 祝日・年末年始を除く
埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171 ひかり電話、IP 電話、ダイヤル回線の場合 0120-80-7171 つながらない場合は 048-762-7533 （有料）	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報・相談	24時間365日
埼玉県総合 **リハビリテーションセンター** 上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222 （代表）	身体障害者や知的障害者に関する医学的判定、心理判定、職能判定など	月～金　8時30分～17時 祝日・年末年始を除く
埼玉県医療的ケア児等支援センター・地域センター			
(1) **地域センター　かけはし（西部）** 川越市鴨田 1930-1 社会福祉法人埼玉医大福祉会 医療型障害児入所施設 カルガモの家 内	049-225-5770 ● E メール ikea-center@karugamo.or.jp	医療的ケア児等とその御家族、市町村及び支援機関からの相談・助言、情報提供	月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く
(2) **地域センター　たいよう（北部）** 熊谷市津田 1855-1 社会福祉法人清風会 福祉医療センター太陽の園 内	0493-39-1114 ● E メール ty-soudan@seifu-kai.or.jp		

■障害のある人

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
(3) 地域センター　ともに(東部) 春日部市谷原 3-12-6 メゾンローリエ 102 社会福祉法人ともに福祉会 障害児(者)生活支援ルームともに 内	048-748-5059 ●E メール t.tomoni@tomonifukushikai.or.jp	医療的ケア児等とその御家族、市町村及び支援機関からの相談・助言、情報提供	月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く
(4) 地域センター カリヨンの杜（南部） さいたま市岩槻区馬込 2100 社会福祉法人桜楓会 医療型障害児入所施設カリヨンの杜 内	048-797-6671 ●E メール ikea-carillon@ohfukai.jp		
埼玉弁護士会	048-865-5770	身体、精神、知的に障がいのある方、身体、精神、知的に障がいのある方を支援する立場にいる方(ただし、支援する上での法律相談に限ります。）を対象とした電話相談 ※２回まで無料	【予約受付】 月～金　10時～12時、13時～16時 【相談時間】 15分程度 ※埼玉弁護士会の専用回線に電話をかけていただいた後、相談担当の弁護士が折り返しお電話します。

■えせ同和行為に関する相談

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
〈みんなの人権 110 番〉 ※最寄りの法務局・地方法務局へ繋がります。	0570-003-110 ※一部の IP 電話からは御利用できない場合があります。	えせ同和行為に関する相談	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
埼玉県県民生活部 人権・男女共同参画課	048-830-2258 (直通)		
埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課	048-832-0110 (代表)		
公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	048-834-2140 (直通)		

■ＨＩＶ・性感染症に関する相談

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
埼玉県 エイズホットライン	050-3614-1865 LINE 右の二次元コードを読み込んでください。 ホームページ 埼玉県エイズホットライン で検索	エイズ、性感染症の不安や悩みにお応えします。	火・木　17時～22時 土・日・祝日　11時～22時 年末年始を除く

■外国人

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
外国人総合相談センター埼玉 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 公益財団法人埼玉県国際交流協会内	048-833-3296	外国語及びやさしい日本語による相談・情報提供（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語）	月～金 9時～16時 祝日・年末年始を除く
法務省 外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	日本語を自由に話すことができない方からの人権相談（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）	月～金 9時～17時 祝日・年末年始を除く
埼玉弁護士会 法律相談センター（浦和）	048-710-5666	外国人やそのご家族を対象とした法律相談 ※２回まで無料	水・金 13時～16時 祝日を除く ※通訳が必要な場合はご相談ください。

■精神保健に関する相談

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
〈さいたま市以外に在住の方〉			
埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室 818-2	048-723-6811 （来所相談予約）	精神保健に関する問い合わせ・来所相談	【来所相談予約受付時間】 月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く
埼玉県こころの電話	048-723-1447	こころの健康や悩みに関する電話相談	月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く
〈さいたま市在住の方〉			
さいたま市こころの健康センター さいたま市浦和区上木崎 4-4-10	048-762-8548	精神保健に関する相談	月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く ※来所相談は要予約
さいたま市こころの電話	048-762-8554	こころの健康や悩みに関する電話相談	月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く ※月1回、不定期に休止日あり

■犯罪被害者やその家族

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
彩の国犯罪被害者 ワンストップ支援センター さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー３階	総合対応電話 0120-735-001	犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の相談に応じ、県・県警・民間支援団体がワンストップで支援	月～金　8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く

■犯罪被害者やその家族

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
性暴力等犯罪被害 専用相談電話 アイリスホットライン	☎#8891 または ☎0120-31-8341 https://www.svsc8080.jp/iris/	・性暴力・性犯罪に遭われた方からの各種相談 ・医療機関の受診（産婦人科・精神科等） ・弁護士による法律相談 ・付添い支援（病院・警察等）	【電話相談】 24時間365日 【面接相談】（予約制） 月～金　8時30分～17時 祝日・年末年始を除く 【Web（メール）相談】 オンライン相談・面接（Zoom）（予約制） ※性別不問
公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー３階	☎048-865-7830	被害者等の不安や悩みの電話相談・面接相談、カウンセリング、弁護士相談、付添い	月～金　9時～16時 ※カウンセリング（要予約） ※弁護士相談（要予約） 第2、第4金曜午後 祝日・年末年始を除く
埼玉県警察 犯罪被害者支援室 さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー３階	☎0120-381-858	犯罪被害に関する電話相談、捜査や裁判の説明等の支援	月～金　8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
	性犯罪被害相談電話 （ハートさん） ☎# 8103 または ☎0120-83-8103	性犯罪被害に関する相談	24時間365日 ※月～金　8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く） →犯罪被害者支援室の担当者が対応 ※それ以外の時間帯→警察本部の当直勤務員が対応
埼玉県防犯・交通安全課（分室） さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー３階	☎048-710-5036 相談窓口フォーム	犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の生活問題に関する情報提供・助言	【電話】 月～金　8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く 【相談受付フォーム】 24時間利用可能
埼玉弁護士会 犯罪被害者支援センター	☎048-837-8760	犯罪による被害を受けた方（ご本人・ご家族）を対象とした電話相談 ※無料電話相談は２回まで（秘密厳守）	水　13時～16時 第1、第3水曜日　18時～20時 ※相談時間は30分目安です。 ※必要に応じて、無料（初回のみ）の面談相談にも応じます。

■アイヌの人々

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
公益財団法人 人権教育啓発推進センター	（アイヌの方々のための電話相談） ☎0120-771-208	日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など	月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く

■インターネットに関する相談

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
インターネット・ホットラインセンター	URL https://www.internethotline.jp/	インターネット上の違法・有害情報の通報窓口。警察への情報提供、電子掲示板の管理者等へ送信防止措置依頼等を行っています。	24時間365日（受付）
埼玉県警察本部総務部広報課けいさつ総合相談センター 又は最寄りの警察署	#9110 ダイヤル回線、一部のIP電話の場合 048-822-9110 又は各警察署代表電話へ URL（県警ホームページ） https://www.police.pref.saitama.lg.jp/	事件・事故等に関する困りごと相談及び警察に対する意見・苦情・問合せ	電話　24時間受付 ※夜間及び土・日・祝日・年末年始は当直対応となります。
インターネットによる人権相談窓口	URL https://www.jinken.go.jp/ インターネット人権相談 で検索	法務省人権擁護機関による、インターネットでの人権相談受付	24時間365日（受付） ※相談フォームより受付後、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。

■性的マイノリティの方等

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
〈にじいろ県民相談〉 （埼玉県性的マイノリティ県民相談） 埼玉県 人権・男女共同参画課	0570-022-282 LINE 右の二次元コードを読み込んでください。	LINE、電話で性の在り方について悩んでいる方や、そのご家族などからの相談をお受けします。（相談料無料）	土　18時～22時 （受付は21時30分まで） 年末年始を除く
〈ＬＧＢＴ法律相談〉 埼玉弁護士会	048-861-0901	当事者だけでなく、その家族や雇用主、担任教師などの相談にも電話で応じます。（相談料無料）	第１・第３水曜日 10時～12時、 13時～16時 祝日・年末年始を除く
〈よりそいホットライン〉 一般社団法人 社会的包摂 サポートセンター	0120-279-338 （性的マイノリティの相談は、ガイダンスにそって＃4を押して下さい。フリーダイヤル） ●チャット相談 https://comarigoto.jp	どんな人の、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。（相談料無料）	【電話】 24時間365日 【チャット相談】 リアルタイムでの返答は 水　16時～22時

■性的マイノリティの方等

※以下の相談窓口は専門の相談窓口ではありませんが、御相談に応じています。

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)	048-600-3800	人間関係、家族・夫婦関係、生き方などさまざまな悩み相談	月～水・金・土 9時30分～20時30分 日・祝日 9時30分～17時 木曜日・年末年始を除く
彩の国 よりそうみんなの 電話・メール教育相談	●こども用電話相談 #7300 または 0120-86-3192 ●保護者用電話相談 048-556-0874 ●E メール soudan@spec.ed.jp	【県内の小・中・高校生・青少年（原則18歳まで）に関する相談】 いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する相談	毎日24時間受付 ※Eメール相談の受信確認及び返信は、平日の9時～17時の時間帯に行っております。 ※学校や教職員に対する苦情等について、直接、指導や調査等をすることはできません。
埼玉労働局 雇用環境・均等部　指導課 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6269	職場におけるセクシュアルハラスメントの相談	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く

■その他

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
県民相談総合センター さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第２庁舎１階	048-830-7830 ●メール相談：[埼玉県ホームページ→各種相談窓口→行政・暮らしの相談は→お問い合わせフォーム]からアクセス	県職員による・行政相談・暮らしの相談 電話又は面談（予約制）	【電話】　月～金　9時～12時、13時～17時（受付は16時30分まで） 【面談】（予約制） 月・木　9時～12時（受付は11時30分まで）、13時～16時（受付は15時30分まで） 祝日・年末年始を除く
埼玉県東部中央福祉事務所 春日部市大沼 1-76	048-737-2132	●生活保護、DV に関する相談（県内町村にお住まいの方が対象） ●離婚問題などに関する相談 ※市にお住まいの方は各市担当へ	月～金　8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
埼玉県西部福祉事務所 坂戸市石井 2327-1	049-283-6780		
埼玉県北部福祉事務所 本庄市前原 1-8-12	0495-22-0101		
埼玉県秩父福祉事務所 秩父市桜木町 8-18	0494-22-6228		
埼玉県南部保健所 川口市前川 1-11-1	048-262-6111	●精神保健福祉、難病、結核、感染症、こどもの発達・発育などに関する相談 ●エイズに関する相談や検査（秘密厳守） ●麻薬・覚醒剤・薬物乱用などに関する相談（秘密厳守）	月～金　8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
埼玉県朝霞保健所 朝霞市青葉台 1-10-5	048-461-0468		
埼玉県春日部保健所 春日部市大沼 1-76	048-737-2133		
埼玉県草加保健所 草加市西町 425-2	048-925-1551		
埼玉県鴻巣保健所 鴻巣市東 4-5-10	048-541-0249		

■その他

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
埼玉県東松山保健所 東松山市若松町 2-6-45	0493-22-0280	●精神保健福祉、難病、結核、感染症、こどもの発達・発育などに関する相談 ●エイズに関する相談や検査（秘密厳守） ●麻薬・覚醒剤・薬物乱用などに関する相談（秘密厳守）	月～金　8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
埼玉県坂戸保健所 坂戸市石井 2327-1	049-283-7815		
埼玉県狭山保健所 狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212		
埼玉県加須保健所 加須市南町 5-15	0480-61-1216		
埼玉県幸手保健所 幸手市中 1-16-4	0480-42-1101		
埼玉県熊谷保健所 熊谷市末広 3-9-1	048-523-2811		
埼玉県本庄保健所 本庄市前原 1-8-12	0495-22-6481		
埼玉県秩父保健所 秩父市桜木町 8-18	0494-22-3824		
さいたま市保健所 さいたま市中央区鈴谷 7-5-12	048-840-2205 FAX 048-840-2228		
川越市保健所 川越市小ケ谷 817-1	049-227-5101 FAX 049-224-2261		
越谷市保健所 越谷市東越谷 10-31	048-973-7530 FAX 048-973-7534		
川口市保健所 川口市前川 1-11-1	048-266-5557 FAX 048-423-8852		
埼玉県労働相談センター （働く人のメンタルヘルス相談） さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第２庁舎１階	048-830-4522 （要電話予約）	職場の人間関係や仕事上のストレスなど働く人の悩みについての相談	月～木（予約制） 祝日・年末年始を除く
埼玉労働局 総合労働相談コーナー さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 16 階	048-600-6262	職場でのトラブル、労働問題全般の相談	月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く
法テラス埼玉（日本司法支援センター埼玉地方事務所） さいたま市浦和区高砂 3-17-15 さいたま商工会議所会館６階	0570-078312 IP 電話の場合 050-3383-5375	お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体に関する情報を無料で提供します。 経済的にお困りの方に無料法律相談の提供、弁護士費用の立て替えを行います。	【受付時間】 月～金　9時～17時 祝日・年末年始を除く
法テラス川越（日本司法支援センター埼玉地方事務所川越支部） 川越市脇田本町 10-10 ＫＪビル３階	0570-078313 IP 電話の場合 050-3383-5377		

■その他

機関名	電話・FAX・メールアドレス等	主な内容	相談日・相談時間
埼玉弁護士会法律相談センター（浦和）	048-710-5666	DV 被害者相談 ※ 2 回まで無料	【予約受付】 月～金　9時～17時 土　9時30分～11時30分 祝日を除く 【相談日時】 火　10時～12時 祝日を除く
		労働問題相談 ※ 2 回まで無料	【予約受付】 月～金　9時～17時 土　9時30分～11時30分 祝日を除く 【相談日時】 月・金　10時～11時50分 火・木　13時～16時10分 土　9時30分～12時 祝日を除く
埼玉県交通事故相談所 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第 2 庁舎 1 階 県民相談総合センター内	048-830-2963 （面接相談は電話予約）	賠償額の算定の仕方、保険金の請求方法、示談の仕方、訴訟・調停の活用方法など	月～金 9時～12時、13時～17時 （相談受付は16時30分まで） 祝日・年末年始を除く
社会福祉法人 埼玉いのちの電話	048-645-4343 ●インターネット相談 埼玉いのちの電話ホームページ で検索	苦しみや悩みを抱えながら、だれにも相談できずに、自殺などの心の危機に追い込まれているような時、一人で悩まずに電話やメールで相談してください。	24時間365日
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	0120-783-556 （フリーダイヤル）	様々な困難や危機にあって、自殺を考えるような時、一人で悩まずに電話して気持ちを話してください。	毎月10日　8時～翌日8時 毎日　16時～21時
	0570-783-556 （ナビダイヤル）		毎日　10時～22時
埼玉県配偶者暴力相談支援センター（埼玉県男女共同参画推進センター　With You さいたま）	048-600-3700	DV に関する相談 ※性別不問	月～水・金・土 9時30分～20時30分 日・祝日　9時30分～17時 木曜日・年末年始を除く
	048-829-9900	男性 DV 被害者のための電話相談	金　12時～20時 ※金曜日が祝日の場合は12時～17時 年末年始を除く
埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま	048-600-3800	人間関係、家族・夫婦関係、生き方などさまざまな悩み相談 ※性別不問	月～水・金・土 9時30分～20時30分 日・祝日　9時30分～17時 木曜日・年末年始を除く
	048-601-2175	男性のための電話相談	毎月　第1・3日曜日 11時～15時 年末年始を除く

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）



平成12年11月29日制定
平成12年12月　6日施行

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

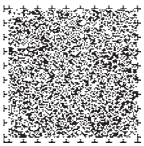
第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。



（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第120号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



5 人権・同和問題啓発講師の派遣について



県では、市町村や県内企業が開催する人権･同和問題に係る研修会に啓発講師（人権・男女共同参画課所属の専任講師）を派遣しています（公立学校教員を対象とする研修は除きます）。

1 派遣条件

- 非営利目的の研修等で、テーマは「人権問題概論（同和問題を含む）」又は「同和問題」です。
- 派遣に係る費用（講演料・旅費等）は必要ありません。
 ※レジュメ等の印刷をお願いします。

2 申込方法

ア　仮予約

研修内容（日程･対象者等）が決定したら、電話で仮予約をしてください。
※仮予約の際、日時、会場、参加者数、研修のテーマ（「人権問題概論（同和問題を含む）」又は「同和問題」）について伺います。

イ　本予約

仮予約後、県に派遣希望日の2か月前までに「講師派遣依頼申込書」をメールで提出し、本予約の手続きを行ってください。（県が受理した時に正式な受付となります。）
※「講師派遣依頼申込書」は県人権・男女共同参画課HPからダウンロードしてください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/koshi.html

ウ　その他

担当講師が決定次第、県から「講師派遣依頼確認書」をメールで送付します。その後、必要に応じ、電話等で担当講師と研修内容等について打合せを行います。

講師派遣の予約・問い合わせ先
埼玉県人権・男女共同参画課（人権調整担当）
048-830-2258
【受付時間】
月～金曜日：8時30分～12時00分、13時00分～17時15分
※祝日・年末年始を除く

6 人権啓発・教育 DVD 等の貸出について

県では、研修等で活用する人権啓発・教育DVD等の貸出し（無料）を行っています。

① 貸出目的

「講演会・研修会等」で使用し、啓発・教育に役立てるものです。
主催者、参加者、会場のいずれも県内で非営利の研修に限ります。

② 貸出方法

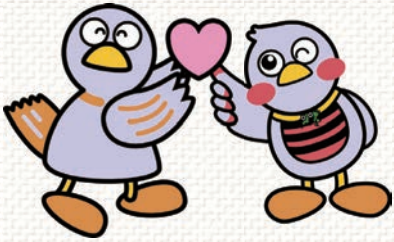
ア　御希望の作品を県人権・男女共同参画課ＨＰで確認し、DVD、ビデオ、16ミリの中からお選びください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/eiga.html

イ　貸出を希望する作品について、事前に電話で予約してください。
なお、貸出期間は原則一週間以内です。

ウ　受け取り、返却は直接、県人権・男女共同参画課までお越しください。
（郵送での貸出はしておりません。）
貸出の際に「人権啓発・教育DVD等借用申請書」を御提出ください。
※「人権啓発・教育DVD等借用申請書」は、県人権・男女共同参画課HPからダウンロードしてください。

人権啓発・教育 DVD 等の貸出の予約・問い合わせ先
埼玉県人権・男女共同参画課（総務・人権企画担当）
048-830-2255
【予約・貸出・返却の受付時間】
月～金曜日：8時30分～12時00分、13時00分～17時15分
※祝日・年末年始を除く





埼玉県マスコット
「コバトン＆さいたまっち」

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課(第21版)
令和8年10月発行

〒330-9301　さいたま市浦和区高砂３-15-１
電　話　048-830-2255　FAX　048-830-4755
ホームページ　https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0309/index.html
E-mail　a2250@pref.saitama.lg.jp

法務省人権啓発委託事業

R60 VEGETABLE OIL INK
古紙含有率60% 再生紙を使用し
植物油インキを使用しています